

論文概要原稿

途上国の自立生活センターによる重度障害者のエンパワメントと社会変革 — タイ・ナコンパトム県自立生活センターの設立過程とその成果の分析

M2 中西正司

1 研究の目的と方法

アジアにおいて重度障害者はいまだに施設か親元で居住する者が多く、行政のサービスも障害者の地域居住を支えるものとはなっていない。重度障害者は保護と管理の中で自己選択や自己決定の機会を奪われ、依存と自己尊厳を否定される状況におかれている。

この状況を当事者自身の手で克服し、重度障害者の自己決定に基づく地域居住を可能にするのが、先進工業国を中心に広がってきた自立生活運動であり、その拠点となる自立生活センター（以下 ILC）である。筆者はこの運動を日本で担い、かつアジア各地に普及させることに努めてきた。しかし自立生活運動は途上国には適用できない困難なモデルだとする論者はいまだに多い。

一方こうした中で、タイのナコンパトム県の ILC は最も成功した組織としてアジア太平洋障害者開発センター（以下 APCD）やタイの他の ILC からも認められている。ではその評価は正しいのか、正しければ、その成功の要因は何か。これが筆者の問題意識である。

本論文では、タイのナコンパトム自立生活センターを対象に、それが運営上「自立生活センター」たるべき理念を満たして機能していることを検証し、さらにこの自立生活センターを基礎とした当事者エンパワメントが社会との相互関係の中で社会変革にどのようなつながっているかを明らかにする。かくして今後アジアで自立生活センターを展開させるための根拠を示すことが、本論文の目的である。

ここで「自立生活」の定義は「障害者が人生の主体として、社会の中で自己選択・自己決定し、介助などの支援を得ながら地域で平等な機会を与えられて、普通の生活を送ること」としている。本論文の仮説は「途上国においても重度障害者が中心になって運営する自立生活センターが成立しうる。そしてそれを基盤として、障害当事者のエンパワメントによりニーズを顕在化し、福祉サービスの向上を促し、社会変革につながる」ということであり、これをナコンパトムの事例について検証する。

研究方法は、文献調査と現地面接調査からなる。文献調査によって先行研究の限界を明らかにする一方、とくにパウロ・フレイレによる「対話」「意識化」「社会変革」の諸概念を検討し、これを本論の分析枠組みに適用した。また、現地調査は 2003 年 12 月 17 日～26 日に行い、計 30 名の対象者を選んで半構造型のインタビューを実施した。これらは、自立生活センターを運営する当事者、利用者、非障害者職員等であり、さらに聞き取り内容をチェックするために村役場所長、地域住民、家族、介助者等の面接調査やピア・サポートグループへの参加を通して、ILC の実態を調査した。

2 論文の構成

修士論文目次

第1章 研究の目的と意義	
第1節 問題の所在	3
第2節 研究の目的	3
第3節 研究方法	3
第4節 研究の意義	4
第5節 論文の構成	4
第2章 自立生活センターの理念と本研究の枠組み	
第1節 自立生活の定義	6
第2節 医療モデルから社会モデルへ	7
第3節 自立生活センターの目的	9
第4節 自立生活センターのサービス	10
第5節 自立生活センターの運動	13
第6節 途上国の自立生活センターに関する先行研究	13
第7節 自立生活センター成立の5指標	15
第8節 障害当事者と社会変革をめぐる先行研究	20
第9節 仮説の設定	21
第3章 タイの自立生活センターの事例研究	
第1節 タイにおける障害者のおかれた状況	24
第2節 ナコンパトム県の概況	27
第3節 調査対象	28
第4節 調査方法	30
第4章 ナコンパトム自立生活センターの設立と展開	
第1節 ナコンパトム自立生活センターの設立過程	35
第2節 ナコンパトム自立生活センターを自立生活センターたらしめた要因	36
第5章 障害者のエンパワメントと社会変革	
第1節 ナコンパトム自立生活センターの障害者のエンパワメントについて	50
第2節 ナコンパトム自立生活センターはいかに行政と社会を変えているか	53
第6章 考察と結論	
第1節 ナコンパトム自立生活センターの相対的独自性について	56
第2節 今後の課題	59
参考文献	60

第1章では、本論文の目的と意義を述べた。途上国ではいまだに重度障害者は、施設や親元の保護と管理のなかで主体性を持ってないでいる。一方、先進国では重度障害者は、ILCの支援を受けて自己選択・自己決定のもとでくらし始めている。途上国のタイでILCが可能かどうかをナコンパトムの事例で確認することが本稿の目的であり、それは今後アジアの開発途上国でILCによって、重度障害者の生活を変えることができることにつながり、大きな意義があることを述べた。

第2章では、まず第1節で自立生活について独自の定義を定め、先行文献によりその妥当性を確かめた。第2節では自立生活運動を理論的に支える「社会モデル」の説明をし、第3節でILCの本来目指す「個の変革」と「社会変革」という目的を分析した。第4節で変革へのツールとして既存のILCが開発したサービスである「ピア・カウンセリング」「自立生活プログラム」「介助サービス」についてそれぞれの内容と目指すところを示した。ILCのサービスと並んで両輪を成すのが運動である。第5節ではILCの運動体としての側面について、「個人アドボカシー」と「システムアドボカシー」があることを説明した。第6節では途上国のILCの先行研究から、いままでどこまでが明らかにされ、どこからが述べられてないかを調べた。第7節では、あるセンターがILCと呼ぶものとして成立しているかどうかを判定する指標として5指標をあげ、その意味するところを詳しく説明した。第8節ではフレイレの理論を基礎とし、ILCで使われるピア・カウンセリングの果たす機能の分析ツールとして「対話」「意識化」「社会変革」なる枠組みを設定した。第9節ではこれまでの論述をふまえて、「途上国でもILCは成立しうる。そして、それを基盤として当事者をエンパワーし、そのニーズを顕在化させ社会変革ができる」という本論の仮説をたてた。

第3章では、まず第1節でタイの障害者のおかれた一般的な状況についてデータに基づいて説明し、第2節で研究対象地域であるナコンパトム市の概況を示した。第3節ではタイに7つあるILCのうちで、なぜ本論文ではナコンパトムILCを選んだか、その根拠を示した。第4節では現地調査の日程と調査方法、面接調査対象とその方法などを述べ、とくに実証的データをバイアスのかからないように集めるために留意した点を記した。

第4章では、第1節でナコンパトムILC設立過程を聞き取り調査と既存資料から示した。第2節では、この設立過程についての調査データを上記5つの指標に照らして調べ、同センターが「自立生活センター」といえる内容になっていることを確認した。これら5指標がどのようにして達成されるにいたったか、その成立プロセスを中心に記述している。

第5章では、本研究の仮説の後半「自立生活センターが障害者をエンパワメントし、そのニーズを顕在化させて社会変革につながる」かどうかについて、考察している。第1節では、ナコンパトムILCが障害者をエンパワーしていることを検証した。また第2節では、エンパワーされた障害者によって社会変革がはじまり、障害者のニーズが顕在化して福祉サービスが向上したことを明らかにした。

第6章は結論に関わる考察である。1節では、途上国ではILCが難しいと言われているのになぜナコンパトムでは成立したのか、またタイの他の2つのILCと比較してナコンパ

トムのセンターだけが成功しているといえる理由はなにかについて考察した。第 2 節では本論文で触れることのできなかつた今後の課題について述べた。

3 論文の概要

先進国においても 1970 年代以前には重度の障害を持つものは、施設や親元で保護や管理の元で一を送らなければならなかつた。これを変えたのが 1970 年代に生まれた「自立生活」の理念である。この理念はそれまで社会で無視されてきた重度障害者に希望の光を与えた。障害者自身の自己選択・自己決定を基本に据えて、地域で障害者が障害者を支援する自立生活センターがこの状況を一変させた。彼らが地域で居住することは、年金、介助、交通アクセス、教育、就労などあらゆる社会的ニーズが顕在化することにつながり、行政に社会福祉制度の大幅な変更をせまることになる。ピア・カウンセリングなどのツールによって自らをエンパワーし、自己尊厳をとりもどした障害者は、障害の原因は自らの身体機能にはなく、社会の福祉制度や建築、交通のアクセスなどにあることに気付き、自立生活センターを核として地域を変え、行政を変え、社会を変えていく。これが自立生活センターの意義である。

そこで、先進国では社会の変革ツールとして機能した自立生活センターが、文化や経済背景が異なる途上国でも可能であり、社会変革として機能しうるかどうかが、途上国での大きな課題となる。

ナコンパトム自立生活センターは、2002 年の APCD の研修によってリーダーとピア・カウンセラーが育成されたことに始まる。2004 年にピア・カウンセリングと、障害者の自己決定の実現やアクセスの改善を求めるアドボカシーの活動を開始した。その活動の中で利用者から、ピア・サポートグループの結成と、介助者派遣サービスの必要性が訴えられた。2006 年前後よりアドボカシー活動、ピア・カウンセリングが活発になった。そして 2006 年より政府の外郭団体の財団ソウソウポウより資金的援助を得られるようになり事務所運営経費と介助サービスの費用助成を受けれるようになり、それが 2008 年のエンパワメント法の成立につながっている。

しかしまず「ナコンパトム自立生活センター」は確かに自立生活センターとしての要件を備えているのかどうか、これを確かめねばならない。そこで ILC であるための成立要件として、次の 5 つの指標を示した。① 運営委員会の過半数と代表・事務局長が障害者であること、② ピア・カウンセリング、自立生活プログラムをおこなっていること、③ 介助サービスを行っていること、④ 障害種別を超えてサービスを行っていること、⑤ 重度障害者がサービス利用者になり、運営に参加すること。

次に、ナコンパトム ILC がこれら 5 つの指標を満たしているかどうかを主として面接調査を通じて調べた。まず第 1 の指標については、代表事務局長と運営委員の過半数が障害者であることから満たされている。代表のティラワットはラグビー事故で首を骨折した四肢マヒ者であり、常時介助が必要な存在である。事務局長のナンタについても車いすを利用す

る脊髄損傷者で移動において介助が必要なことが確認された。

第2に、自立生活プログラムとピア・カウンセリングが行われているかについては、リーダー養成のためのピア・カウンセリングのセミナーがあり、2ヶ月に1回開催され、1回のセミナーで10名程度が参加しているほか、村役場でのピアサポートグループは県内40数か所で行われており、このことから第2の指標も満たしていることを確認できた。

次に第3の指標である介助サービスは、サラヤのILCと合同で実施されている。介助者は1日最長6時間働き、その収入は1日で300バーツ（900円）である。

第4に、障害種別を超えてサービスを提供しているかについて、ナコンパトムILCの支部であるプッタモントンILCの所長であるサンティは「発想として障害種別を問うということがタイの自立生活センターにはない。」と述べている。障害種別を越えて運動を進める事はタイの障害者の文化に根ざした事だということである。このことから、また実際に聴覚障害者や視覚障害者の職員がすでに雇用されていることから、第4の指標が満たされていることが確認できた。

最後に第5の指標である、重度障害者がサービス利用者になり、また運営に参加しているか、である。確かに在宅訪問やピア・カウンセリングやピア・サポート、介助サービスの利用者のほとんどが重度障害者である。調査結果からも運営の中心に重度障害者が位置していることが確認され、全ての指標が満たされていた。

次にナコンパトムのILCのサービスを利用する障害者たちが「エンパワメント」されているかどうか、そしてそれが社会変革に結びついたかを検証した。ここでは分析の枠組みとして、パウロ・フレイレの理論を援用した。彼の『伝達か対話か』では「課題型アプローチ」における「対話」を通して、差別を「意識化」し、「社会変革」していくというプロセスが描かれている。これはILCが行っているピア・カウンセリングによる対話と類似している。すなわちピア・カウンセリングを通じて障害者は、社会の偏見、アクセスの配慮のない建物や公共交通機関の不備、教育や就労の場において障害を受け入れないといった社会の側に「障害」の問題があり、それを変革させることによって自らの障害が克服されていくのだと「意識化」され、ILCに個々人のニーズを集結させ、団体として政府や地域行政に訴えかけていくことになって社会変革を遂げる。

このプロセスを仮説枠組とすることにより、聞き取り調査の結果を以下の指標で分析した。①自立生活センターの会員相互のピア・カウンセリングの中で「対等な対話」が行われているか。②ピア・カウンセリングの中で、障害者は社会モデルによる障害者観をもつようになり、村役場に要望書を提出するように「意識化」がなされているか。③個々の意識化した障害者が、自立生活センターの中で集団としての社会変革の意識をもち、行政の制度やサービスの改善をもたらしているか。その結果、上記のような障害者の意識変化、すなわちエンパワメントが成立していることが実証された。また、エンパワーされた障害者によって社会変革がはじまり、障害者のニーズが顕在化して福祉サービスが向上したことが明らかになった。

「社会の変革」に至ったかどうかについては、ナコンパトム ILC の存在が、タイの地域行政や国における福祉制度の改革を引き起こす要因となったかどうかを指標とした。タイ政府の人間の安全保障省エンパワメント局では障害者エンパワメント法を 2007 年に公布し、その第 20 条第 10 項で「障害者の介助者は委員会の規定によりサービス料の割引と減免を受けることができる」、「介助者のいない障害者は公的機関の提供する住宅と介助の提供を受けることができる」と規定している。その背景にはタイの ILC が政府を動かした事実があった。社会変革を起こしていることが確認できた。

本論文の特色といえる点について最後に述べる。筆者は日本での ILC の創設にあたり、またナコンパトムの ILC 創設についてもかかわっているために外部者が知り得ない情報にもアクセスできた。そのために、タイの ILC の創設期における信頼性の高いデータが収集できた。一方、筆者の当事者性のゆえに、回答が偏していないかどうかについては、回答者以外の声を収集して客観性をチェックした。

途上国の ILC について初めて学術的な論文が出ることにより、さらに途上国各国での ILC の実態が他の研究者によって調査研究される糸口ができたことと思う。とくに CBR と ILC は開発の分野でよく対比されるが、ILC の文献がなく正しい比較ができなかった。今後それが可能となり、この分野の研究が進む可能性が出た。しかしそれにもまして、本論文によって途上国の障害者自身が自立生活の素晴らしさを理解してくれ、各国で ILC 設立を目指してくれるならば、幸いである。